### MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

項目	出力値		
事業所名	YBA営業所		
①. 令和5年6月1日付 派遣労働者数	9 (人)		
②. 令和4年度 派遣先事業所数(実数)	1 (件)		
③. 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	56,410 (円)		
④. 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	32,533 (円)		
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	42.3 (%)		
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結し ているか否かの別	<ul><li>・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2024年3月31日)</li><li>・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、システム設計の業務に従事する従業員)</li></ul>		
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項			
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係	TEL 045-223-2252		
訓練の内容	社員経理教育、情報セキュリティ教育、グ ローバル行動基準、情報管理教育		
<ul><li>⑧. その他労働者派遣事業の業務に関し、 参考となる事項</li></ul>	-		

### MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

項目	出力値		
事業所名	本牧営業所		
①. 令和5年6月1日付 派遣労働者数	16 (人)		
②. 令和4年度 派遣先事業所数(実数)	7 (件)		
③. 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	57,604 (円)		
④. 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	32,826 (円)		
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	43.0 (%)		
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結し ているか否かの別	・労使協定を締結している(協定書の有効 期間終期 2024年3月31日) ・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、 システム設計の業務に従事する従業員)		
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項			
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係	TEL 045-285-0120		
訓練の内容	下請法特別教育、タサ部ST勉強会		
<ul><li>⑧. その他労働者派遣事業の業務に関し、 参考となる事項</li></ul>	-		

### MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

項目	出力値		
事業所名	みなとみらい営業所		
①. 令和5年6月1日付 派遣労働者数	5 (人)		
②. 令和4年度 派遣先事業所数(実数)	4 (件)		
③. 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	56,822 (円)		
④. 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	32,443 (円)		
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	42.9 (%)		
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結し ているか否かの別	<ul><li>・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2024年3月31日)</li><li>・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、システム設計の業務に従事する従業員)</li></ul>		
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 訓練の内容	TEL 045-200-9771 輸出管理教育、下請法教育、ISO9001、 ISO14001基礎教育、改正公益通報者保 護法教育		
<ul><li>⑧. その他労働者派遣事業の業務に関し、 参考となる事項</li></ul>	_		

### MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

項目	出力値	
事業所名	広島営業所	
①. 令和5年6月1日付 派遣労働者数	3 (人)	
②. 令和4年度 派遣先事業所数(実数)	4 (件)	
③. 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	55,059 (円)	
④. 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	22,665 (円)	
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	58.8 (%)	
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結し ているか否かの別	<ul><li>・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2024年3月31日)</li><li>・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、システム設計の業務に従事する従業員)</li></ul>	
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 訓練の内容	TEL 070-3933-3874 受入れ教育、設計教育に関する不適合勉 強会、配管異物混入防止管理教育、情報 管理者教育、現地工事コミュニケーション 教育、	
<ul><li>⑧. その他労働者派遣事業の業務に関し、 参考となる事項</li></ul>	-	

### MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

項目	出力値		
事業所名	高砂営業所		
①. 令和5年6月1日付 派遣労働者数	21 (人)		
②. 令和4年度 派遣先事業所数(実数)	5 (件)		
③. 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	61,932 (円)		
④. 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	28,107 (円)		
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	54.6 (%)		
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結し ているか否かの別	<ul><li>・労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2024年3月31日)</li><li>・協定労働者の範囲(機械開発もしくは、システム設計の業務に従事する従業員)</li></ul>		
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項			
る事項 キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 訓練の内容	TEL 079-442-3868 本体設計ーポンプ性能・構造編、業務関連法規(労働基準法、下請法、建設業		
8. その他労働者派遣事業の業務に関し、 参考となる事項	法、輸出関連法規・海外法規)、一般高所作業従事者教育、フルハーネス特別教育 		
<b>参行に</b> は句事項			

### MHIパワーエンジニアリング株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

項目	出力値		
事業所名	長崎営業所		
①. 令和5年6月1日付 派遣労働者数	112	(人)	
②. 令和4年度 派遣先事業所数(実数)	15	(件)	
③. 令和4年度 労働者派遣に関する料金の平均額(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))	45,191	(円)	
④. 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))	27,099	(円)	
⑤. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	40.0	(%)	
⑥. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結し ているか否かの別	- 労使協定を締結している(協定書の有効 期間終期 2024年3月31日) - 協定労働者の範囲(機械開発もしくは、 システム設計の業務に従事する従業員)		
⑦. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する 事項			
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係	TEL 095-861-1714		
訓練の内容	2022年度下期 TOEIC受験、#030 まで学ぶ統計的手法 一基本統計量量解析まで一【オンライン】、#069 ル工学基礎 ー4カ学(材料・機械・流料/機械要素一【オンライン】、#010やグラフのカラクリを見抜け ーデー方ウラ・オモテー【オンライン】、#09食・防食技術一腐食の発生メカニル対策まで一【オンライン】、#103 ま様料 一材料の種類と特徴/組織する一【オンライン】、#003 基礎型シー教育 一データの扱い方を理がシーオン】、TOEIC対策e-ラーニング講師とのオンライン英会話教室、	かればない。 かればないでは、 かればないでは、 をはいが、 をはいが、 をはいが、 をはいでは、 をはいでは、 をはいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
8. その他労働者派遣事業の業務に関し、 参考となる事項	_		